静岡県公安委員会規程第13号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式等に関する規程の一部を改正 する規程を次のように定める。

令和7年11月28日

静岡県公安委員会委員長 松 永 由弥子

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式等に関する規程の一部を 改正する規程

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式等に関する規程(平成17年静岡県公安委員会規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律に基づく通知書等の様式等に 関する規程の一部を改正する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)に基づき、静岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う行政処分(以下「処分」という。)に係る通知書等の様式その他処分の通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(所轄庁への通知)

第7条 (略)

改正後

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律等に基づく通知書等の様式等 に関する規程の一部を改正する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)に基づき、静岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う行政処分(以下「処分」という。)に係る通知書等の様式その他処分の通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(所轄庁への通知)

第7条 (略)

<u>(風俗営業者等に対する聴聞決定予定日の通</u> 知)

- 第8条 規則第6条の4第2項に規定する通知 書の様式は、様式第11号のとおりとする。
- 2 規則第74条の3において準用する規則第6 条の4第2項に規定する通知書の様式は、様 式第12号のとおりとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 様式第10号の次に次の2様式を加える。

第 号

聴聞決定予定日通知書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日)を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

静岡県公安委員会即

営業所の名称					
営業所の所在地					
聴聞決定予定日	年	月	日		

備考 法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合(風俗営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。)、当該返納の日から起算して5年を経過するまで風俗営業の許可を取得できないこととなります。

第 号

聴聞決定予定日通知書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日)を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

静岡県公安委員会印

営業所の名称					
営業所の所在地					
聴聞決定予定日	年	月	日		

備考 法第31条の23において準用する法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞 決定予定日までの間に許可証の返納をした場合(特定遊興飲食店営業の廃止について相 当な理由がある場合を除く。)、当該返納の日から起算して5年を経過するまで特定遊 興飲食店営業の許可を取得できないこととなります。

附則

この規程は、公布の日から施行する。